

佐賀県人事委員会告示第2号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。ただし、平成28年度に実施した試験に係る開示請求については、なお従前の例による。

平成29年7月7日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験	開示する内容			試験	開示する内容		
佐賀県職員採用試験（行政特別枠及びU・インターン型民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験	略		略	佐賀県職員採用試験（行政特別枠及び民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験	略		略
佐賀県職員採用試験（行政特別枠及びU・インターン型民間企業等職務経験者（地域おこし協力隊経験者に限る。）に	略	第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第3次試験（U・インターン型民間企業等職務経験者（地域おこし協力隊経験者に限る。）にあ	佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）	略	第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第3次試験合格発表の日から1年
	第3次試験（U・インター					第3次試験受験者に係る総	

改正前			改正後		
限る。)	ン型民間企業等職務経験者(地域おこし協力隊経験者に限る。)にあつては、最終試験)受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	つては、最終試験)合格発表の日から1年		合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	
佐賀県職員採用試験(U・Iターン型民間企業等職務経験者(地域おこし協力隊経験者を除く。)に限る。)	略		佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者に限る。)	略	